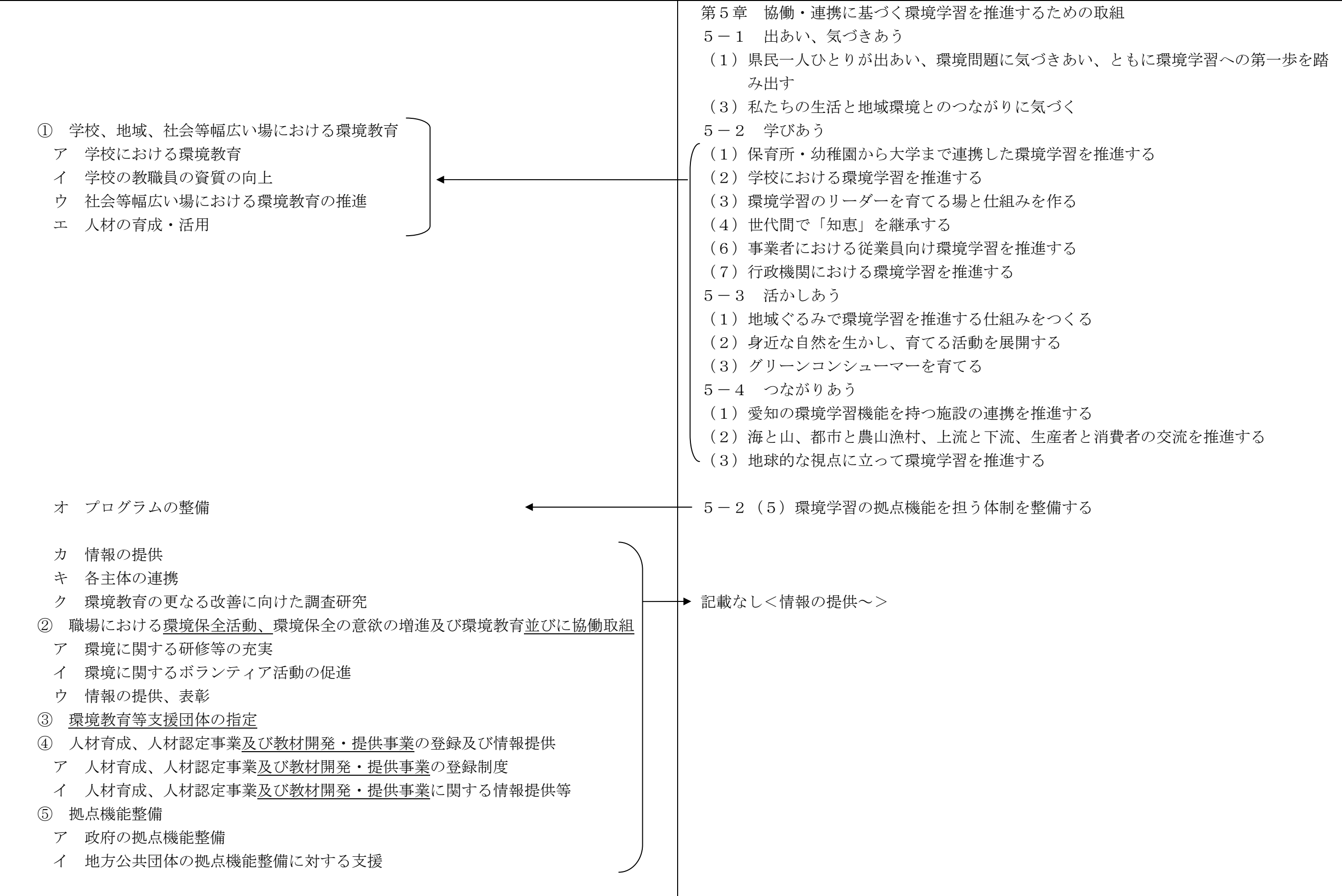


国の新しい基本方針\*と愛知県環境学習基本方針の項目対照表

\*環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

国の新しい基本方針	愛知県環境学習基本方針
はじめに	はじめに
1 <u>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項</u>	第1章 私たちがめざすこと（目標） 第2章 なぜ私たちは環境学習を進めるのか
(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全	2-1 方針策定の背景
	(1) 世界での動き
	(2) 国での動き
	(3) 愛知県での動き
(2) <u>環境保全のために求められる人間像</u>	記載なし<環境保全のために求められる人間像>
(3) 取組の基本的な方向	
① <u>環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向</u>	2-2 環境学習の意義
ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性	第3章 環境学習の現状と課題
	(1) 県民一人ひとりの環境に対する意欲が自発的な環境保全活動に結びついていない
イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性	(2) 様々な主体が環境学習を総合的・体系的に進めるための仕組みや場が不十分
ウ <u>家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備</u>	(3) 環境学習を指導する人材や協働・連携を担う人材、環境学習プログラムを開発・実施する人材が不足
	(4) 環境学習プログラムの整備が不十分
	(5) 県民、事業者、NPO、行政などの活動主体間の協働と連携が不十分
	(6) 異なる地域・立場の人々の情報交流が不十分
② <u>環境教育の推進方策についての取組の方向</u>	記載なし<環境教育がはぐくむべき能力>
ア <u>環境教育がはぐくむべき能力</u>	第4章 環境学習推進の基本的な考え方
・ <u>未来を創る力</u>	(1) 「出あい、気づきあう」
・ <u>環境保全のための力</u>	(2) 「学びあう」
イ <u>環境教育に求められる要素</u>	記載なし<環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること>
・ <u>自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと。</u>	記載なし<生産・流通・消費・廃棄の社会経済のシステムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること>
・ <u>双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと</u>	第5章 5-1 (2) 自然とふれあう体験を通じて、人も自然界の一員であることを体感する
・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること	記載なし<いのちの大切さを学ぶこと>
・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること	
・ <u>生産・流通・消費・廃棄の社会経済のシステムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること</u>	
・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと	
・いのちの大切さを学ぶこと	

<p>③ <u>協働取組についての取組の方向</u></p> <p>ア <u>対等な立場と役割分担</u>  イ <u>相互理解と信頼醸成</u>  ウ <u>調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用</u>  エ <u>情報公開と政策形成への参画</u></p>	<p>第4章  (3)「活かしあう」  (4)「つながりあう」</p> <p>記載なし&lt;対等な立場と役割分担～&gt;</p>
<p>2 <u>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</u></p> <p>(1) <u>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方</u></p> <p>① <u>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方</u></p> <p>ア 国民、民間団体、事業者等との連携  イ 自発的な意思の尊重  ウ 適切な役割分担  エ 参加と協働  オ 公平性、透明性の確保  カ 継続的な取組  キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解  ク 様々な公益への配慮</p> <p>② <u>環境教育の推進方策に関する考え方</u></p> <p>ア <u>環境教育を進める手法の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の活動を「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること</li> <li>・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践活動を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切になること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること</li> <li>・環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育を着実に進めることが可能となる効果的な仕組みを構築すること</li> </ul> <p>イ <u>環境教育を進めるための施策の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場をつなぐ</li> <li>・主体をつなぐ</li> <li>・施策をつなぐ</li> </ul> <p>(2) <u>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策</u></p>	<p>記載なし&lt;環境保全活動、環境保全の意欲の～&gt;</p>



- ⑥ 体験の機会の場の認定
  - ⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知
  - ⑧ 情報の積極的公表
    - ア 政府の保有する情報の積極的公表
    - イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供
  - ⑨ 国際的な視点での取組（ESD 記載）
    - ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応
    - イ 国際社会との協力
- 3 その他の重要事項
- (1) 各主体間の協働取組
- ① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項
  - ② 政府と地方公共団体との連携強化
  - ③ 関係府省の連携強化

記載なし<体験の機会<sup>⑥</sup>の場の認定～>

- 第6章 主体別先導プロジェクト
- (1) 720万県民の第一歩プロジェクト
  - (2) 子ども応援プロジェクト
  - (3) 事業者・県民協働プロジェクト
- 第7章 環境学習の拠点機能を担う体制の整備の推進
- 第8章 環境学習のしくみ
- (1) 環境学習のしくみ
  - (2) 基本方針の見直し

(2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備